

# 「パートナーシップ構築宣言」

当法人は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

### a. 企業間の連携

地域の福祉事業所や医療機関と連携体制を構築し、地域住民が安心して生きいきと暮らせる街をつくります。

### b. グリーン化の取組

環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行います。

また、施設のLED化や省エネ、電気自動車の導入を進めます。

### c. 健康経営に関する取組

健康経営の取組みを率先し、関係機関への促しやノウハウの提供などの情報発信を行います。

### d. BCP/事業継続

関係団体の災害時等の事業継続計画策定の助言やサポートを行います。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

## 3. その他（任意記載）

取引事業者には不当・不合理な依頼はせず、取引価格については経済情勢等に基づき合理的に依頼・交渉します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

支払代金は可能な限り銀行振込で支払います。振込手数料は双方協議のうえで決し、また、支払は受領後1か月以内とします。手形決済は行いません。

そして、当法人に関わる全ての人、及び事業者に対し、常に相手の立場に立った公平と平等な関りを維持し、WIN-WIN関係を構築し続けます。

2023年8月1日  
(2024年4月1日更新)  
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

社会福祉法人正仁会 理事長 二宮 正則